

Newsletter Citizen's eyes vol.53

2026年7月5日発行／ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-8701-6816 <https://civic-journalism.toyama-web.jp>

新聞統合と創刊の辞

戦前の言論統制の一つ、新聞統合による一県一紙体制。富山は鳥取県に次いで2番目の早さで1940年8月に実現した。それ以前は富山日報、北陸タイムス、北陸日日新聞、高岡新聞の4紙。当初黒字経営の富山日報は統合に反対だったが、富山日報の農民兵に寄り添う社説が特高にとがめられ当該記者は県外追放、その後特高の影響の下、日報も統合賛成へ。40年8月北日本新聞創刊の辞。「四社は…国策遂行に協力せんがため、断然廃刊して代わって本紙の新生を見た。…全社員は皇謨を翼賛し奉り、国運の隆盛、国威の宣揚に努めん。」すさまじい言葉が連なる。民主主義と報道の自由を手をしている今、全ての報道機関に問う。誤った政策には臆することなく批判を展開しているか。(お)

防諜政策の徹底と1942年7月の防諜週間の報道

大島俊夫

戦後も長く語られなかったレーン・宮沢事件

日本の敗戦後の1945年10月に出された占領軍の人権指令により、軍機保護法違反により懲役15年の有罪判決を受けた映画「レーン・宮沢事件」の主人公の宮沢弘幸氏がようやく刑務所から解放された。しかし解放後宮沢氏は冤罪を晴らすこともできず病気により1947年に亡くなり、それ以降1980年代の自民党による国家秘密法制定に向けた動きに対する反対運動の中で出版された弁護士上田誠吉著「ある北大生の受難」が出版され、朝日新聞の連載「スパイ防止法って何」が報道されるまで長い間、このレーン・宮沢スパイ冤罪事件は広く語られることがなかった。

今回上映する映画の中でも触れられているが、その理由として戦前においてスパイだ、国賊だという汚名を受けると、たとえ出獄しても、スパイ、国賊、裏切り者は許されることはなく、その事件の周囲の人はスパイ事件に関し口を閉ざし、無関心を装ったという。軍機保護法、国防保安法というスパイ防止法が廃止され戦後民主憲法が制定した戦後においてもその影響は続いていた。

戦前の日本においては、ある意味、その位、徹底した防諜政策が行われていたと言える。スパイの脅威を徹底して宣伝し、スパイ潰しに国民を動員する体制が作られ、軍事的緊張を国民に浸透させ、戦争へ支持動員を獲得していった。

徹底した宣伝に動員され協力したのは新聞・ラジオ・映画等のマスコミだ。1941年9月の「臨戦映画新体制への躍進～情報局の一大決意」という政策文書や、11月の「新聞の戦時体制下の件」(閣議決定)や、同年12月の「日英米戦争に対する情報宣伝方策大綱」がその政策例だ。(注1)

下からの防諜組織

加えて、興味深いのは、地域からの防諜組織づくりが、とりわけ軍機保護法の大幅な改正が行われた1937年の日中全面戦争開始前後から活発に組織化され展開されていることだ(注2)。その防諜組織の目的として外諜の防止、防諜意識の高揚、官憲への協力通報があった。防諜の成果を上げることが銃後の国民の責務(注3)とまで語られ、1940年の外事警察概況によると支那事变後、防諜組織は1400団体が結成されたという。防諜組織を通じて、各地で防諜講演会・映画会・展覧会が実施され、防諜ポスター・防諜読本などが配られた。

1941年1月には大阪府と兵庫県の一部で日本で最初の本格的防諜訓練が実施されている。

1942年7月13日からの防諜週間報道

前号と同様に朝日新聞と北日本新聞の防諜週間の記事を調べると、共通して、新たに軍人を交えた防諜座談会記事を連載し、スパイ事件や英国の諜報機関の暗躍を取り上げ、朝日では帝都の対謀略防衛演習、北日本では富山市中心で行われた同演習を大きく報道していた。またスパイ映画の案内なども含め41年5月の防諜週間時より積極的な防諜週間報道が展開され異論を報じる際は全くない感じだ。(なお7月18日の集いには防諜週間時の二紙の報道記事のタイトル表を配布予定。)

→防諜週間の開始を告げる北日本新聞一九四二年七月三日の記事より



防諜週間における帝都の対謀略防衛演習の開始を伝える朝日新聞一九四二年七月一四日の記事より←

(注1) 参照「現代史資料41 マスメディア統制2」(みすず書房)、(注2、注3) 参考「防諜政策と民衆」(額田厚著/昭和出版)

辺野古沖転覆事故「平和教育の中立違反認定」に 新聞各紙の主張はどうか

田尻 繁

沖縄県名護市辺野古沖で研修中の同志社国際高校の生徒ら2人が亡くなった事故を受け、文部科学省は5月22日、同校の平和学習が教育基本法に定める政治活動中立するに違反する「偏った教育内容だった」との判断を示し、学校法人同志社に指導通知を出した。学校の自主性を尊重してきた従来の姿勢を一転したのだ。「背景には基地反対運動に神経をとがらせる自民党保守派の影がちらつく」（5月23日：北日本新聞、北陸中日新聞＝共同通信配信記事か）との報道もある。

ではこの文科省＝高市政権の判断に対し、新聞各紙は社説においてどのような主張を行ったのであろうかを比較し、検証する。

なお各紙の社説は「安全管理」と「教育の中立違反認定」の二つの問題を取り上げているが、本稿では後者の「教育の中立違反認定」の問題に限って検討する。

1. 新聞各紙の社説の抜粋

以下は各紙の社説（掲載日及び標題）を抜粋し要約した。また論点の中心と思われる箇所をゴシック文字とした。

●北陸中日新聞（5月30日 辺野古沖転覆－教育現場の萎縮を憂う）

教育基本法14条2項が禁じているのは「特定の政党を支持したり反対するための政治教育」だ。…建設を推進する高市早苗政権は抗議活動に使われる船を用いた研修を「特定の政党を支持する」と決めつけたいのだろう。しかし、多くの県民が反対の声を上げてきた基地建設について学ぶことを同法違反と断ずるのは強引に過ぎる。…国の政策に反対する市民活動を封殺しようとする意図があるなら看過できない。…（今回の中立違反認定は）平和について考え、学ばせようと日々奮闘する教育現場を萎縮させかけないと憂慮する。

●毎日新聞（5月28日 辺野古事故「基本法違反」－教育への行き過ぎた介入） 平和教育の取り組みを萎縮させる懸念が拭えない。…文科省は政治的中立性を欠いていたと主張し、死亡した船長が基地建設に抗議活動をしていたことや、工事に反対する沖縄県の見解以外を事前学習した形跡がないことをその理由としたが、これだけで違反認定することは乱暴だ。文科省は「総合的に勘案した」と説明するが十分な根拠を示

していない。…政府に批判的な見解を排除してはいけない。…権力による教育内容への介入は控えるべきだ。
●朝日新聞（5月27日 辺野古巡る学習－違法認定に大きな疑問）

文科省の14条2項違反認定の判断には大きな疑問が残る。文科省は違法認定の理由として、辺野古移設をめぐる学習で学校が移設に反対する沖縄県以外の様々な見解を十分示していたことが確認できなかったなどと説明するが、これだけで違法認定に踏み切るのは行き過ぎだ。…今回の違法認定で平和教育の萎縮が広がる恐れがある。自民党内で教育内容を問題視する声が相次ぐなかで前例のない違法判断が公表された。それ自体が中立性を欠いているとのそしりも免れないだろう。

●読売新聞（5月23日 辺野古の船転覆－安全も中立も欠いた平和教育）

学校は生徒に対し、基地移設に反対する沖縄県の見解は学習させたものの、それ以外の見方や考え方は十分に上げていなかった。…特定の主張のみを教えることは適切とは言えまい。今回のようなやり方で「偏っている」と非難されることが容易に想像できたはずだ。国は教育基本法に基づき、個々の学校の政治的中立性を問題視した。…ただ、この種の手法が乱用されれば、現場は萎縮し、豊かで個性的な教育は成り立たなくなる。適用は抑制的であるべきだ。

●日本経済新聞（5月31日 辺野古事故が問う中立と安全）

違反の認定は1947年の教育基本法制定以来、初めてだ。国は教育現場への介入に慎重だったが、長年の姿勢を今回転換する必要があったのか。疑問が多い。各地の平和学習などに萎縮が広がらないか心配だ。文科省の違反の判断基準も不明確であり丁寧な説明を続ける必要がある。教育基本法14条は中立性の確保と同時に「政治的教養の尊重」を求めている。異なる政治的立場の間の対話の可能性をいかに担保していくか。教育現場の重い課題だ。

●産経新聞（5月23日 辺野古沖死亡事故－政府の見解と告発は重い）

教育の政治的中立性を守らず、杜撰で危険な活動が「平和学習」の名の下で行われていたということだ。学校側や転覆船の関係者、団体は猛省し、今後の捜査や

調査に協力すべきである。文科省が調査結果で、「特定の見方・考え方に偏った取り扱いだったと考えられる」と指摘したのは当然だろう。中道改革連合の小川淳也代表は「(教育現場を)萎縮させかねない」と批判したが、**偏向教育を野放しにする方が問題だ**。文部省は近く、学校の課外活動の内容が適切かどうか全国調査を実施する。徹底的に行ってほしい。

●富山新聞(1回目:5月23日 転覆船の船長告発—真相究明より自己保身か)

私たち(=富山新聞)は事故直後から教育基本法第14条2項に反すると指摘し、全国でどのような「平和教育」が行われているか実態を調べ、中身を点検すべきと訴えてきた。転覆した船には、これまでに多くの左翼活動家らが乗り込み、基地建設反対を叫んできた。そんないわく付きの船に高校生を乗せること自体が不適切である。「平和教育」と称して、特定の政治教育に偏った活動が学校現場で、大手を振ってきた。今回の事故でそのずさんな実態が浮き彫りになった。

●富山新聞(2回目:5月26日 知事の文科省批判—論点すり替えは解せぬ)

沖縄県の玉城デニー知事が同志社国際高校の学習内容が政治的中立違反であるとした文科省の判断に対し、「踏み込みすぎた」などと批判したのは理解に苦しむ。今回の問題を沖縄の平和教育全体の話しにすり替え、文科省を批判するのは無理があり、**詭弁にも等しい**。中道改革連合や共産党も含め「行政による介入」を否定するなら、教育行政そのものを否定することになりはしないか。教育の現場に「政治」を持ち込んだのは、文科省ではない。沖縄の基地反対を叫び、支援する政治勢力の側だろう。

●富山県の地方紙である北日本新聞は、6月16日現在辺野古沖転覆事故の「教育の中立違反認定」についての社説の掲載はない。

2. 各紙の社説の比較検討

①文科省の「中立違反認定」に対する各紙の評価は

北陸中日は「強引すぎる」、毎日は「乱暴だ」、朝日は「行き過ぎだ」、日経は「疑問が多い」と述べ文科省の認定に否定的である。

一方、産経は「指摘は当然」と評価し、富山は「私たちは事故直後から違反すると指摘していた」と文科省の判断を同社として先行してきたと誇示している。

読売は文科省の「中立違反認定」の内容そのものには文脈的に言及していない。

②教育現場への影響について

北陸中日は「教育現場を萎縮させかねない」、毎日は「平和教育を萎縮させる」、朝日は「平和教育の萎縮が



(出典) 文科省が、同志社国際高校の辺野古平和学習を教育基本法が定める政治的中立違反と認定したことを伝えた北日本新聞5月23日の紙面から

広がる」、日経は「平和教育などに萎縮が広がらないか」と文科省の姿勢に批判的である。

一方、産経は「杜撰で危険な活動が『平和教育』の名で行われていた…偏向教育を野放しにする方が問題だ…文科省は徹底的に行ってほしい」と文科省を鼓舞し、富山は『『平和教育』と称して、特定の政治教育に偏った活動が学校現場で大手を振ってきた。今回の事故でその杜撰な実態が浮き彫りになった」と教育現場の平和教育の抜本的見直しを推進する姿勢である。

そうした中で読売の論調が目をはく。同紙は「国は教育基本法に基づき、個々の学校の政治的中立性を問題視した。…ただ、この種の手法が乱用されれば、現場は萎縮し、豊かで個性的な教育は成り立たなくなる。適用は抑制的であるべきだ」と今回の文科省の手法を冷静に批判している。

3. 現場の闘いから学ぼう

以上7紙、8本の社説を比較検討したが北陸中日、毎日、朝日、日経、読売の5紙に対し、産経、富山の両紙は高市政権を上回る勢いで「平和教育」の大幅な変更を迫る主張をしていると言える。しかし現場での苦闘が報道されている。

北日本新聞(5月25日、26日号)によれば沖縄県の玉城デニー知事に殺害予告メールが届き「辺野古で女子高校生を殺した共産党の船長おる? ついでに殺したいんやけど」と書かれていた。玉城知事は「沖縄県の平和教育は偏向していない」と反論しているとのことだ。また同紙(5月28日号)によれば、京都府内の公立校の教職員でつくる京都教職員組合は文科省の同志社国際高校への「教育の中立違反認定」に対し、「極めて恣意的で、撤回を求める声明」を発表した。沖縄や京都などの現場では新たな闘いが始まっている。私たちが富山の地から現実をふまえて批判する活動を進めたい。

《コラム》 沖縄のいま（44）

平和学習を委縮させてはならない！ 教育への「不当な政治介入」もあった

小原 悦子

平和学習への圧力

沖縄県では条例により「慰霊の日」は休日になっている。平和祈念公園で行われる県主催「沖縄全戦没者追悼式」だけでなく、慰霊の日の前後は各地で慰霊祭や追悼式が営まれ、沖縄戦で亡くなった一人ひとりの命に思いをはせ、平和の世を願う。学校では、沖縄戦を学ぶ平和学習が長年続けられてきた。いま、その「平和学習」の取り組みに現場の教師たちが苦慮している。

事の始まりは、文科省の教育基本法違反認定にある。辺野古沖での小型船転覆・死亡事故をうけ、文科省は同志社国際高校の沖縄研修学習が教育の政治的中立性を定めた教育基本法に違反していると認定した。

最も重要なことは事故原因の究明だ。なぜ、事故が起きたのか。次に、再発防止への取り組みであろう。

事故原因の究明と当該高校の教育が政治的中立性に反するか否かは、まったく別の問題である。それを意図的に混同してか、文科省の「違法」認定がなされた。京都府は文科省の発表を受けて、同志社国際高校への補助金の減額を遡って決めた。教育現場では波紋が広がっている。

6月5日、県高教組や沖教組など沖縄県内の教育関係4団体が記者会見し、文科省の指導に対して抗議声明を発表した。「今まで以上に（教育内容に）他者や政治を意識せざるを得ない状況につながる」、「政府の意に沿うかが中立性の基準との圧力を感じる」と強い懸念を示した。平和学習で嘉手納基地が一望できる「道の駅かでな」の見学を予定していたが、管理職から止められ、中止したとの県内の学校の例も示された。

米空軍嘉手納基地は沖縄の基地過剰負担の象徴のような場所だ。「道の駅かでな」3階の学習展示室には嘉手納町の歴史が展示されている。戦前の村の生活、住民総出で駆り出された日本軍の中飛行場造成、沖縄戦、戦後の土地強制接收、基地由来の事件・事故・環境被害、「復帰後」も続く基地負担・・・これらの資料が工夫し

て展示・解説されている。教師が説明しながら見学すれば、内容の濃い学習になるだろう。外部からの介入を懸念して見学を中止してしまうということが沖縄で起きていることに暗然とする。

懸念されるのは平和教育だけではない。これを機にと言わんばかりに沖縄の基地反対運動・平和運動への弾圧が顕著になっている。一つだけ例を挙げる。

辺野古埋め立て用土砂を搬出している安和栈橋前で2024年6月に発生した交通死亡事故について、沖縄県警は6月5日、重傷を負った抗議していた歩行女性を重過失致死容疑で書類送検した。起訴を求める「厳重処分」の意見まで付けた。市民が歩き終えたらダンプカーを1台通すとする現場での「暗黙のルール」を破ってダンプを2台続けて出そうとした現場の状況は無視され、工事の進捗を急かす国の対応は問題にされない。

これは「不当な政治介入」ではないのか



5月31日の琉球新報1面トップに、＜「教科書官邸でチェック」下村氏、発言認める＞のタイトル。数日

前に、2006 年度の高等学校歴史教科書の検定に関する記事があった。第 1 次安倍政権発足後、歴史教科書を官邸側でチェックするとの官邸幹部の発言があり、事務方から「気になる記述の一覧」とする作成者不明のコピー用紙 30 枚近くの文書がまわって来た、と元教科書調査官が著書（*）で記述していると報じていた。結果として、高校歴史教科書の記述から沖縄戦の「集団自決」における日本軍の命令が削除された。

翌 07 年 3 月、沖縄戦検定についての新聞報道がさ

れ、県民の大きな反発が起きた。11 万人超が県民大会に参集し、沖縄戦体験者は長年封印していた「集団自決」（強制集団死）の苦しい体験を語り、なぜ集団死に至ったのかが再度検証された。教育への政治介入によって、「集団自決」における日本軍の強制性が削除された。この事実は拭えない。

（*『日本史教科書検定 35 年』照沼康孝、吉川弘文館）

角川人質司法違憲訴訟

甲 田 克 志



（写真の出典）
角川人質司法違憲
訴訟の HP（注）
より

いま注目しているのは角川歴彦（つぐひこ）角川書店の元会長である。「角川人質司法違憲訴訟」と自ら名付けて、司法制度を変えるべく闘っている。82 歳、すべて投げ打つてもという覚悟がみえてくる。

彼が関わったとされる東京五輪を巡る汚職事件だが、2022 年 9 月 14 日贈賄容疑で逮捕され、それから 23 年 4 月 27 日の保釈まで、何と 226 日間も拘留された。面会中に倒れたり、コロナにも罹患したが、保釈請求はことごとく却下され、5 度目の保釈請求でやっと保釈となった。拷問とも呼べる「人質司法」は何とも許せない。人質司法の禁止を目指す角川歴彦の執念に、無責任のようだが期待している。

贈賄に関しては、26 年 1 月 22 日東京地裁での判決は「利己的な動機から高額な賄賂を供与した」として、懲役 2 年 6 カ月、執行猶予 4 年の有罪判決を受けた。しかし、「到底受け入れられない。真実が明らかになるよう今後も戦う」と、翌日控訴した。角川歴彦はこの刑事訴訟と、国を相手に自ら体験した人質司法に対する損害賠償 2 億 2000 万円を求める民事訴訟を闘うことになる。

実は 50 年くらい前に角川歴彦と名刺交換している。彼の肩書は角川書店営業部長であった。角川書店の創業者・角川源義は富山県出身である。長女の辺見じゅん、角川春樹、角川歴彦と 3 人の子供はいるが、それぞれに个性的である。辺見じゅんは富山で弦短歌会を主宰していたので、少しつきあいがあり、杉並のマンションを訪ねたこともある。マンションは純和風にきめ細かく手が増えられており、驚かされた。彼女は春樹の才能をかっていたように思う。別の見方をすれば歴彦を軽視しているようにも見えた。兄弟間の見えない確執が角川書店の底流にあるように、当時想像された。

昨年 11 月、岩波書店の岡本厚・元社長と話す機会があった時、話題が角川書店となり、角川歴彦の経営手腕を絶賛する口ぶりだった。岩波の経営危機の現状からすると、羨望も入っていたと思う。歴彦の著書に「躍進するコンテンツ、淘汰されるメディア」がある。角川書店の経営は源義、春樹、歴彦によって、その個性や能力によって大きく変化し、時代に対応してきた。岩波文庫、新潮文庫に角川文庫として分け入った源義、映画製作に進出した春樹、テレビ情報などのサブカルチャー雑誌の市場を切り拓いた歴彦となる。

歴彦がサブカルチャーの発想を得たのはニューヨークである。ケーブルテレビが発達し、多チャンネル化の中でテレビジョン関連の雑誌が多数並び、飛ぶように売れているのを見て、感じ取った。春樹が麻薬保持で経営から手を引いたのも幸いした。岩波、文春、新潮社の低迷を尻目に角川は順調である。

ちょっと横道にそれたようだが、そんな角川歴彦が人質司法で人格を否定された屈辱を「自分と同じ犠牲者を生まないように死力を尽くすことが、出版人としてメディアに生きた者の責務であり、生涯最後の仕事として取り組む」と週刊金曜日（5 月 29 日号）で宣言している。

加えて、郵便不正事件の村木厚子の「おどろきの刑事司法」（講談社現代新書）を紹介し、人質司法なるものを一掃する機運を盛り上げたい。

志賀原発を横切る赤住「推定活断層」を見に行く



12月24日北陸中日の国土地理院能登半島北部活断層地図の公表を伝える記事の一部



写真9 志賀町福浦港付近から赤住に至る断層南部のトレース（北方を望む）
(2024年11月10日撮影)

【写真の出典】国土地理院技術資料 D1-No.1145「能登半島北部の活断層『富来』解説書」(p.26)
※当技術資料は国土地理院ホームページより全編見ることができます



左下から右上に走る水田畔が左の国土地理院の写真の白線・赤住推定活断層（大島撮影）



福原灯台下の岩場海岸にある3メートル隆起した推定活断層（藤岡撮影）

大島俊夫

団結小屋近くに赤住「推定活断層」

6月7日、「命のネット基金第一回赤住団結小屋の集い〜能登半島地震の海岸隆起と赤住断層見学会」が開かれ、集いには石川、富山で志賀原発運転差し止め反原発運動に携わってきた人たちなど15名が参加した。

車で3時間をこえて集いに参加した一番の目的は、国土地理院が昨年12月末に発表した志賀原発敷地を貫く赤住「推定活断層」を実際に自分の目で確かめること。それがなんと集いの場所であった赤住団結小屋から歩いて1分もかからない所にその「推定活断層」（上の写真で白線で示されている）があり、確かに原発敷地内を貫いているのを見てビックリ。

志賀原発と活断層

志賀原発に限らず、地震列島日本における原発において、大きく問題化してきた一つが活断層問題である。志賀原発周辺に活断層が多くあり、しかもその事業主体である北電は大きな地震を引き起こすと懸念される活断層の見落とし、軽視あるいは過小評価してきた問題がいくつも指摘され、「北電は活断層を見極める能力に欠ける」とまで批判を投げかけられてきた（注1）。

2012年原子力保安院専門家会議で、志賀原発1号機原子炉建屋直下に南東―北西方向に走るS1断層をめぐって、活断層の専門家から「典型的な活断層だ。あきれてものが言えない」という発言まで報道されていた（注2）ことを私たち市民は忘れない。その後2016年原子力規制委員会は規制委員会有識者調査を経て「S1断層」を「活断層」とした評価書を出したにもかかわらず、北電側から出された鉱物脈法を使ったデータによる審査で規制委は2023年には活断層なしという結論を出す。不安と懸念が残る何とも不思議な経過をたどった。

なお今回国土地理院が発表した断層は変動地形学から活断層と判断したもので、地質データが確認できず「推定活断層」という慎重な表記となっている。しかし変動地形学の研究者が、これまで各地の原発周辺で活断層の過小評価してきた誤りを指摘し、実際の海底活断層の存在や、当初の事業者側の活断層の長さの判断より数倍長い実際の活断層を明らかにしてきていること（注3）を踏まえれば、今回指摘された新たな「推定活断層」に関して北電側の追加調査を加え、原子力規制委がどう最終判断をするか大いに注目だ。

（注1）参考「活断層上の欠陥原子炉 志賀原発」（児玉一八著）／東洋書館 P82）、（注2）出典：2012年7月12日富山新聞など

（注3）参考『原発と活断層』（鈴木康弘著／岩波書店）